

# 高岡市及び西礪波郡福岡町の廃置分合に伴う地域審議会の設置について

平成17年3月22日  
高岡市告示第90号  
福岡町告示第9号

平成17年11月1日から高岡市及び西礪波郡福岡町を廃し、その区域をもって新たに「高岡市」を設置することに伴う市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第3項の規定により告示する。

地域審議会を合併前の西礪波郡福岡町区域に設置する。地域審議会の組織及び運営については、「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。

## 地域審議会の設置に関する事項

### （設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

名称 福岡地域審議会

設置区域 合併前の福岡町の区域

### （設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から15年間とする。

### （所掌事務）

第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて、審議し、答申するものとする。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）新市建設計画の執行状況に関する事項
- （3）地域振興のための基金の活用に関する事項
- （4）新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- （5）その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができる。

3 市長は、審議会の答申及び意見を尊重するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、設置区域に住所を有する者又は設置区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったとき又は設置区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、初回の会議は、市長が招集する。

2 会議は、毎年度2回以上開催するものとする。また、会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の開催の要求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(補則)

第10条 この事項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。